

第63回鎌ヶ谷市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和4年8月3日(水) 午後1時30分～午後2時15分
- 2 場 所 中央公民館 集会室
- 3 出席委員 秋山秀一会長、浅海博行委員、菅野勝利委員、長島博之委員、島田和弘委員、大野幸一委員
土屋裕彦委員、宗川洋一委員、後関俊一委員、鈴木哲也委員
- 4 市出席者 葛山順一都市建設部長、崎田浩史次長、秋元勝美公園緑地課長、
米井幸男農業振興課長、小川史江農業委員会事務局次長
- 5 事務局 浅野和彦都市計画課長(事) 都市政策室長、島村弘樹都市政策室主任主事
- 6 議 案 第1号議案 特定生産緑地の指定について
第2号議案 鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更について
- 7 議 事

司会	<p>本日は、都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、第63回鎌ヶ谷市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>なお、会議録を作成する都合の上、当審議会での会話は、本日、マイクをご用意させていただいております。</p> <p>まず、開催に当たりまして、都市建設部長よりご挨拶を申し上げます。</p>
部長	<p>はい。都市建設部長の葛山でございます。</p> <p>本日は、御多忙中のところ、またコロナ禍の中でございますが、鎌ヶ谷市都市計画審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>また、日頃より市政に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて本日は議題といたしまして特定生産緑地の指定及び解除と、生産緑地地区の変更、また報告事項といたしまして、現在、改定に着手しております、都市計画マスタープランに関するご報告がございます。</p> <p>本市は、市街化区域内に生産緑地が占める割合が、千葉県の中でも最も高く、本市の特徴であります、「緑豊かな環境」を位置づけるものとなっております。</p> <p>このような中、特定生産緑地の指定につきましては、平成4年度に指定した生産緑地地区を対象に、これまで審議を令和元年度より行っていただきましたが、今回が最終となりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>そして、本市のまちづくりの方針となる都市計画マスタープランの改定につきましては、市民の皆様からご意見をいただきながら策定を進めておりますが、本日は、進捗状況についてご報告させていただきます。</p> <p>それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
司会	<p>それでは、審議に入る前に、委員の皆様並びに執行部をご紹介させていただきます。</p> <p>初めに都市計画審議会条例第3条第2項第1号に規定されております、市議会議員の委</p>

	<p>員の方々を紹介させていただきます。</p> <p>大野幸一 委員 土屋裕彦 委員 宗川洋一 委員 後関俊一 委員 鈴木哲也 委員。</p> <p>次に、同条同項第2号に規定されております、学識経験を有するものの委員の方々を紹介いたします。</p> <p>元東京聖徳大学教授、現在は旅行作家で本審議会会長の秋山秀一委員。</p> <p>次に農業委員会会長の浅海博行委員。</p> <p>なお、本審議会副会長の海口晴彦委員、鎌ヶ谷市商工会副会長の坂本康政委員、千葉工業大学デザイン科准教授の大嶋辰夫委員におかれましては、本日所用により欠席する旨の連絡をいただいております。</p> <p>続きまして、同条同項第3号に規定されております、関係行政機関もしくは千葉県職員または住民を代表するものの委員の方々を紹介いたします。</p> <p>鎌ヶ谷市自治会連合協議会会長、菅野勝利委員。 千葉県東葛飾土木事務所所長、長島博之委員。 鎌ヶ谷警察署長、島田和弘委員。</p> <p>次に、鎌ヶ谷市の執行部の紹介をさせていただきます。</p> <p>鎌ヶ谷市都市建設部長の葛山でございます。 公園緑地課長の秋元でございます。 農業振興課長の米井でございます。 農業委員会事務局次長の小川でございます。 都市計画課長の浅野でございます。</p> <p>最後に本日司会を務めさせていただきます。私、都市建設部次長の崎田と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、鎌ヶ谷市都市計画審議会条例第7条第1項により、会長が議長を務めることと規定されておりますので、秋山会長よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>それではご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>ただいまの出席は13名中10名であります。</p> <p>鎌ヶ谷市都市計画審議会条例第7条第2項に定める過半数の定足数に達しておりますので、第63回、鎌ヶ谷市都市計画審議会を開会いたします。</p> <p>本日、傍聴される方はいらっしゃいますか。</p>
事務局	<p>本日の審議会に傍聴を希望されている方は、ございません。</p>
会長	<p>次に、議事録署名委員の選任についてお諮りいたします。</p>

<p>全員</p>	<p>当審議会の議事録につきましては、審議会終了後、事務局にて作成することになります が、議事録の署名委員につきましては、浅海委員、長島委員にお願いをしたいと存じま すがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ご異議はございませんので、会議録署名委員を浅海委員、長島委員にお願いする ことといたします。</p> <p>今回、市長より諮問された案件は2件でございます。</p> <p>それでは、1件目の第1号議案、特定生産緑地の指定及び解除についてを議題といたし ます。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。都市計画課長の浅野でございます。</p> <p>議案につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず初めに、配付資料のご確認をさせていただきます。</p> <p>第63回鎌ヶ谷市都市計画審議会の次第 第63回鎌ヶ谷市都市計画審議会 会議資料 第1号議案「特定生産緑地の指定及び解除について」 第2号議案「鎌ヶ谷市都市計画生産緑地地区の変更について」 都市計画マスタープランの案 の5点をお手元に配付をさせていただいております。</p> <p>それでは早速でございますが、第1号議案、特定生産緑地の指定及び解除について、制 度の概要からご説明をさせていただきたいと思えます。</p> <p>それでは第63回鎌ヶ谷市都市計画審議会 会議資料をご覧ください。</p> <p>それではまず、2ページ目をご覧ください。</p> <p>生産緑地でございますが、こちらは都市計画上、農林漁業との調和を図ることを主な目 的としました「地域地区」と呼ばれるものの一つでございます。その要件は、生産緑 地法により規定がなされておりまして、緑が適切に保全された良好な都市環境を保全す るため、都市公園の整備、緑地保全制度の活用のほか、農林漁業との調整を図りつつ、 都市部の農地の計画的な保全を図る仕組みとして、生産緑地の制度が講じられているも のでございます。</p> <p>次に、この制度の手続きの流れを簡単にご説明させていただきます。</p> <p>まず、生産緑地法の要件を満足した生産緑地は都市計画決定がなされますが、指定要件 はこちらに記載の通りでございます。</p> <p>括弧内に書いてあるところが、指定要件でございます。</p> <p>農業の主たる従事者は、建築等の行為制限や、農地管理が課せられることとなります。 生産緑地指定後は、農業の主たる従事者が死亡などにより、農業に従事できなくなった</p>

場合、または、生産緑地の指定告示日から30年経過した場合についてのみ市町村長に買い取りの申し出ができることとなっております。

買い取りを申し出た場合については、市町村が買い取ることとなれば、その土地については、行政に引き渡され、目的に沿った活用がなされることとなります。

市町村が買い取らない場合、市町村長は、農業関係者などへのあせんに努めなければならないということになっており、申出の日から3ヶ月以内に所有者、所有権の移転が行われない場合、行為の制限は解除され、その後は生産緑地の拘束から解放されますが、宅地並み課税に移行されることとなります。

また、指定後30年経過した生産緑地については、税制の優遇措置がなくなることとなります。

しかし、生産緑地としての位置付けがなくなるものではなく、相続税の納税猶予は継続がされることとなります。

そして、平成29年、法改正がなされまして、朱書きで示しております3点の規定が追加となりました。

この点につきましては、後程詳しくご説明をさせていただきます。

それでは、ページをめくっていただきまして、3ページご覧いただきたいと思っております。

本市における生産緑地の経緯についてご説明をさせていただきます。

平成4年11月25日の都市計画決定におきまして、175地区、82.76ヘクタールの、市街化農地が生産緑地として指定をされました。

その後、農業従事者の死亡や、また、心身の故障などに伴う買い取り申し出を受けて、適宜都市計画変更を行い、地区面積の変更がなされて参りました。

そして、平成29年5月12日に生産緑地法が改正され、その主な改正点は、3点ございます。

1点目でございますが、市町村の条例により、これまで500平方メートルだった指定要件が、300平方メートルまで引き下げが可能となる緩和がなされました。

本市におきましては、令和2年3月10日、条例により、300平方メートルまで引き下げが行われております。

2点目は、多様な土地活用として、生産緑地の中に農産物レストランなどに供する建築物などを建てるのが可能になることが追加されました。

3点目は、当初指定から30年経過後の生産緑地に対し、10年間の延伸を可能とする特定生産緑地制度を設けたことでございます。

現在の生産緑地地区でございますが、142地区、60.43ヘクタールとなっております。

そして、本日の都市計画審議会におきましては、議題を二つお願いしているところでございます。

第1号議案は、特定生産緑地の指定及び解除について、第2号議案は、行為の制限解除、追加指定による生産緑地地区の面積等の変更でございます。

なお、特定生産緑地は都市計画法に規定がなされているものではございませんが、生産

緑地法第10条の2により、指定にあたっては、都市計画審議会の意見を聴かなければならないものとなっておりますので、本会議を開催させていただいたところでございます。

それでは、議題の第1号議案についてご説明をさせていただきます。

資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

先ほどご説明しました通り、本市の生産緑地は、平成4年11月24日に、当初175地区を指定させていただきました。

これまで、農業従事者の死亡などに伴いまして、平成4年11月24日以降、逐次、計画変更させていただいておるところでございます。

令和4年11月24日には142地区、60.01ヘクタールとなる予定でございます。

このうち、30年経過を迎える生産緑地地区は141地区となります。

生産緑地については、指定後30年までは、営農義務、いわゆる耕作をしていただくということなのですが、農業従事者の死亡等の特別な理由がないと、市への買い取り申し出ができません。

つまり、生産緑地の指定を外せなく、農業を続けていくということになります。

指定後30年経過してからは、農業従事者の死亡などの特別な理由がなくとも、30年経過という理由のみをもって、市への買い取り申し出ができるようになることとなっております。

このため、指定の30年後、地権者の意思による自由な指定解除や、固定資産税が宅地並みに課税となるということから、2022年問題として、土地の大量の放出や、それに伴う土地価格の暴落など、社会現象を引き起こすのではないかと危惧されておりました。

このことを、当時、回避する手段として、平成29年に法改正により新たな制度として、特定生産緑地制度が創設され、引き続き生産緑地として、10年スパンで更新が可能となるものとなりました。

続いて、次の5ページをお開きください。

ここにお示しさせていただいておりますのが、指定の流れのイメージとなります、平成4年11月24日に指定をされました生産緑地ですが、その30年後となります、本年令和4年11月24日以降に、買い取り申し出が可能となるものでございます。

生産緑地として引き続き営農したい農業従事者の方は、この令和4年11月24日の前までに、生産緑地法に基づきまして、特定生産緑地の指定の公示を受けなければならないということとなっております。

なお、固定資産税などの優遇措置なども継続され、指定の期間はこれまでの30年といった長いスパンから10年スパンと変更がなされますので、次回は令和14年となり、農業を継続するか否かの判断の選択肢が広がることとなります。

令和4年11月24日までに特定生産緑地の指定をしない場合、生産緑地のまま特定生産緑地には指定することができなくなること、さらに固定資産税が5年間で徐々に宅地

並み課税となり、優遇措置がなくなってしまう。

このようなことから、特定生産緑地への移行は、農業従事者の方々にもれなくお知らせし、個々の判断により、特定生産緑地への指定の有無をご選択いただき、手続きをしていただくことが重要となって参ります。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思います。

特定生産緑地の移行に向けた事務手続きの流れについて、ご説明をさせていただきます。

特定生産緑地の指定の制度について、農業従事者の皆様にお知らせし、個々の判断のもと、指定の手続きを踏んでいただくことが重要と、先ほどご説明いたしました。

本市では、平成30年の11月、平成31年の2月に生産緑地所有者を対象とした説明会を開催させていただき、直接説明する場を設けて参りました。

また、特定生産緑地への意向のアンケートを行ったほか、市窓口における個別相談などを行って参りました。

特定生産緑地の指定の意向がある方につきましては、基礎情報として、特定生産緑地指定事前相談書をご提出いただき、現地での営農確認で問題がないことを確認の上で、指定の意向を正式に示していただくために、特定生産緑地指定申出書ご提出いただき、農業委員会の意見聴取や本審議会の意見聴取を経て、指定公示をするような流れとなっております。

指定公示のリミット、期限でございますが、令和4年11月24日と先ほど来からご説明をさせていただいておりますが、指定のための手続き期間を考慮しまして、本年5月末までに意思確認を進めて参りました。

その結果、予定通りすべての対象者の意向確認が完了していることでございます。

それでは、7ページをご覧いただけますでしょうか。

令和4年2月15日時点の生産緑地でございますが、約60.43ヘクタールでございます。

特定生産緑地の対象となるのはこのうち54.27ヘクタールでございます。

本市では、所有者の意向を丁寧に確認するとともに、事務の煩雑さを避けるため、令和元年度からの指定の手続きを順次進めて参りました。

各年度の指定状況は、示してごきます通り、令和元年度は22.85ヘクタール、令和2年度は8.51ヘクタール、令和3年度は13.79ヘクタールとなっており、今年度指定の申し出がなされたのは、約4.92ヘクタールとなっております。

なお、これまでの特定生産緑地指定がなされた地区のうち、元となります、生産緑地地区の廃止に伴う指定取り消しは1.52ヘクタールとなっております。

今年度指定申し出がなされた一覧としましては、別冊の第1号議案、特定生産緑地の指定及び解除についての通りでございます。

表紙をめくっていただきますと、令和4年度特定生産緑地指定箇所一覧を示してごきます。

表の特定生産緑地の面積を集計しますと、約4.92ヘクタールとなるところでござい

	<p>ます。</p> <p>そしてその次ページのA3の図面は、特定生産緑地番号とリンクしました全体の案内図となっておりますので、参考としていただきたいと思います。</p> <p>3ページ目以降は、個々の特定生産緑地の平面図を示したものとなっております。</p> <p>凡例には、新規特定生産緑地指定区域という形で示してございます。</p> <p>また、25ページには、先ほどご説明しました令和4年の特定生産緑地指定取消箇所を示してございます。</p> <p>この一覧表に特定生産緑地番号に対応した個々の図面は、次ページ以降に示しておりますところでございます。</p> <p>これらの指定取り消しでございますが、すべて農業従事者の死亡などの理由により、生産緑地そのものが解除されたということに伴うものでございます。</p> <p>これが第1号議案。特定生産緑地の指定及び解除についてのご説明でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、第1号議案の特定生産緑地の指定及び解除について説明がありました。</p> <p>これから本議案について審議に入りますが、初めにご質問からお受けし、その後、ご意見をいただくこととします。</p> <p>それではまず、第1号議案について、ご質問のある方は挙手を願います。</p>
<p>全員</p>	<p>(特になし)</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。それでは次に、第1号議案についてのご意見をお伺いいたします。</p> <p>ご意見のある方は、挙手願います。</p>
<p>全員</p>	<p>特になし</p>
<p>会長</p>	<p>ご意見の方も、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご異議、ご意見がございませんので、市に審議会の審議結果として、お返ししたいと思います。</p> <p>それでは2件目として、第2号議案、鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更についてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、引き続き第2号議案、鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更について、資料をもとにご説明をさせていただきます。それでは8ページをご覧いただきたいと思いません。</p> <p>農業従事者が亡くなったり、心身の故障により買い取り申し出がなされ、所定の手続き</p>

会長	それでは、ご意見はございますでしょうか。
全員	(特になし)
会長	はい。それではご異議ご意見がございませんので、市に審議会の審議結果として返したいと思います。 以上で諮問されております、付議案件の審議は終了としますが、本日の結果につきましては、答申として市長へ報告することになります。 その文面については会長である私にご一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。
全員	(異議なし)
会長	ご異議がございませんので、答申案については、会長である私の方で取りまとめの上、市長に答申させていただくことといたします。 では、審議案件は終了いたしました。その他の報告事項として、都市計画マスタープランの策定状況報告があるとのことですので、事務局からご説明、報告お願いいたします。
事務局	はい。では引き続き、私の方からご説明をさせていただきます。 お手元の都市計画マスタープラン案と書かれています冊子をもってご説明をさせていただきます。 はじめに、都市計画マスタープランの一般的な概要についてご説明をさせていただきます。 それでは、マスタープラン案の2ページを、お開きいただきたいと思います。 都市計画マスタープランでございますが、都市計画法第18条の2に基づきまして、市町村の都市計画に関する基本的な方針として、まちづくりの大きな方向性や方針を示すものでございます。 策定にあたりましては、都市計画法の規定によりまして、図に示してあります、上位計画にあたる千葉県が定めまして、都市計画法第6条の2に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランや、市の総合基本計画に即し、更には、住民の意見を反映し、策定するよう定められているところでございます。 次に、マスタープランを改定する目的でございますが、市では、概ね20年前の平成15年2月に、現在のマスタープランを策定いたしました。 現行の都市計画マスタープランそして、総合基本計画を基に、実施する計画を個別に立てて様々なまちづくりを行ってきたところでございますが、少子高齢化の進行、インフラ等の老朽化、社会保障の増加など、様々な社会情勢の変化を受け、これらの問題に適切に対応しながら、これまでのまちづくりを基盤に、さらなる飛躍を目指し、またまち

<p>づくりを着実に進めるため、この都市計画マスタープランを改定することとなったものでございます。</p> <p>なお、改定に当たりましては、現行マスタープランをもとに進めてきたまちづくりを踏まえていく必要がありますことから、改定するマスタープランは、現行マスタープランの構成や方針などについて、踏襲、継続していく内容も含まれるものとなっております。</p> <p>次に検討の体制と、これまでの経過でございますが、住民の皆様の意見反映として、令和2年度に、市民3000世帯を対象に市民アンケートを実施し、まちづくりの評価、課題を抽出、取りまとめを行って参りました。</p> <p>検討におきましては、市内部の調整といたしまして、現行都市計画マスタープランの施策などの評価や分野別まちづくり方針に関わる内容について、全庁への照会により、各課からの意見集約、庁内調整を図り、また、関係部署15課の課長級を構成委員とします策定部会において、内容の検討修正を行ってきたところでございます。</p> <p>その後、政策決定の会議を経まして、外部の委員となります学識経験者や、各分野の市民の代表15名により構成されます策定委員会を、書面開催も含め、4回開催をさせていただき、ご意見を伺い策定を進めて参りました。</p> <p>それでは、都市計画マスタープラン案の説明を行わせていただきます。</p> <p>冒頭でご説明しました通り、マスタープランは、まちの将来像や実現に向けたまちづくりに関する都市計画の基本的な方針、指針を定めるものとなっております。</p> <p>この掲げた方針や指針は、市の総合基本計画と相まって、例えば、道路整備などの個別計画を策定する際、マスタープランに掲げた方針や、指針等を考慮して策定することとなります。</p> <p>このようなマスタープランの性質から、基本的な方針、指針であるがゆえに、概念的抽象的な表現にとどまること、また、具体的な数値目標等の明示がない場合がございますが、個別具体的な内容は、それぞれの整備計画などの個別計画において、数値目標などを掲げ、市の総合基本計画や実施計画などで、実施時期や予算措置を、明らかにして進められていくものとなっております。</p> <p>これはマスタープランの大きな一つの特徴でございまして、個別具体的な整備や実施の内容までを、マスタープランに掲げるものではないことをまずはご理解いただきたいと思います。</p> <p>次にこのマスタープランの計画期間でございますが、都市計画は、中長期的な見通しを持って定められる必要がございます。</p> <p>このため、市町村マスタープランが即すこととされている都市計画区域マスタープランの計画期間が、都市計画法の運用を定めております、「都市計画法運用指針」で概ね20年と示されておりますことから、本マスタープランも20年としたところでございます。</p> <p>次に、策定内容についてご説明をさせていただきます。</p> <p>冊子の4ページをお開きいただきたいと思います。</p>
--

<p>こちらが、マスタープラン全体の構成となっております。</p> <p>これらの章立てでございますが、改定都市計画マスタープランにおいても、現都市計画マスタープランを踏襲したものとなっております。</p> <p>第1章におきましては、鎌ケ谷市の全体方針としまして、市の概要、課題の整理、社会潮流、都市づくりの方向性、そして、将来都市像と都市構造として、基本理念を「みんなで作るふるさと鎌ケ谷」、将来都市像を「人と緑と産業が調和し、未来へ広がる鎌ケ谷」、都市づくりの目標を、1、「にぎわいと活力に満ちたまちづくり」、2、「誰もが生き生きと安心して暮らせるまちづくり」、3、「緑あふれる持続可能なまちづくり」と、整理をさせていただきました。</p> <p>詳細は22ページ以降でございますので、後程ご覧いただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、32ページをご覧いただきたいと思っております。</p> <p>32ページには、これらの実現のため、ここに掲げました将来都市構造を、構造図としてお示しさせていただきました。</p> <p>概念的に様々なゾーニングや、拠点を示させていただいております。</p> <p>続きまして、33ページからは第2章となりまして、分野別まちづくり方針となります。</p> <p>こちらでは、土地利用や道路、緑などの個別的なまちづくりをテーマごとの方針を示す内容となっております。</p> <p>テーマですが、現行マスタープランを踏襲いたしまして、33ページの赤枠で囲われておりますところでございますが、1、「土地利用の方針」、2、「市街地整備の方針」、3、「交通体系整備の方針」、4、「緑と水都市景観形成の方針」、5、「福祉学習のまちづくりの方針」、6、「防災まちづくりの方針」、7、「都市環境形成の方針」となっております。</p> <p>ここまでを、全体構想として、パブリックコメントなどを行いまして、市民の皆様からご意見を伺いました。</p> <p>このパブリックコメントには、31名の方から82件の意見が寄せられ、そのうち一部を修正として取りまとめを行って参りました。</p> <p>続きまして、65ページをご覧いただきたいと思っております。</p> <p>65ページからは、第3章、地域別構想となります。</p> <p>この章では、市内を6地域に分け、それぞれの地域の特性に応じ、課題の抽出とまちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき都市像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動を支える諸施設の計画などをきめ細かく、総合的に定める章となります。</p> <p>地域は、北部地域、西部地域、中央東地域、中央地域、東部地域、南部地域の6地域に分けてございます。</p> <p>続きまして、127ページをご覧いただきたいと思っております。</p> <p>こちらは第4章、実現化の基本的な考え方の章となります。</p> <p>こちらは、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりを考え方とし、計画の推進や進</p>
--

	<p>行管理の考え方について整理をさせていただいた所になります。</p> <p>ここまでが、内容の説明でございます。</p> <p>次に、スケジュールについてお示しさせていただきます。</p> <p>都市計画マスタープラン案を市民の皆様にお示しし、ご意見を伺うパブリックコメントを昨日8月2日から8月31日まで行い、説明会の一つの手法であります、「オープンハウス」という説明会、これはパネル展示などを行い、その場で直接市の担当者などが市民の皆様と意見交換をしながら、相互理解を深めるというものでございますが、こちらにつきましては、市役所1階市民ホールにおいて8月16日火曜日から19日金曜日までの4日間行う予定となっております。</p> <p>前回、前半部分にあたる全体構想案の際のオープンハウスは、令和3年11月に4日間行わせていただいたのですが、こちらでは171名の方のご参加をいただきました。なお、このパブリックコメントなどの実施につきましては、広報8月1日号や市ホームページにおいてお知らせをしているところでございます。</p> <p>今後でございますが、これらいただいたご意見などを整理し、庁内調整、また、都市計画マスタープラン策定委員会にご報告の後、令和4年度内に、同都市計画審議会に諮問をした上で、令和4年度中に完了を目指しております。</p> <p>説明は以上となります。ご清聴ありがとうございました。</p>
会長	<p>詳しいご説明をいただいたところですが、ご質問は何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>(特になし)</p>
会長	<p>よろしいでしょうか、それでは本日は皆様のご協力により、慎重なるご審議を賜りましたこと、感謝いたします。</p> <p>それでは、司会にお返しいたします。</p>
司会	<p>以上で本日の審議は終了となります。</p> <p>最後に事務局より連絡事項でございますので少々お待ちください。</p>
司会	<p>これをもちまして、第63回鎌ヶ谷市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。</p> <p>本日はお疲れ様でした。</p>

会議録署名人の署名

以上、会議の経緯を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

令和4年8月31日

氏名 浅海 博行

氏名 長島 博之